

## 「懐胎時期に関する証明書」記載の手引き

以下に述べる「手引き」は、日本産科婦人科学会会員（以下会員）が「懐胎時期に関する証明書」を記載するにあたり、日本産科婦人科学会が推奨する記載の方法の一例です。この「手引き」は、全国の産婦人科医師が、誤認のない客観的所見に基づいて無理なくかつ誤りなく「懐胎時期に関する証明書」を作成することができるよう標準的な方法を示したものです。会員各自が個人の判断と裁量に基づいて、本「手引き」と異なる方法で「懐胎時期に関する証明書」を記載することを制限するものではありません。なお、以下の文章中に用いられている「妊娠週日」は、出生証明書の「妊娠週数」の欄に記載された「出生日の在胎週日」と整合性を有するものです。

- (1) 妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に自施設において超音波断層法を行い胎児頭殿長を計測し、その計測値を考慮して妊娠齢を決めた場合は、妊娠 2 週 0 日に相当する日を中央として、その前後に各 2 週間ずつの日数を加えた合計 29 日間を懐胎時期と推定して、その最初の日と最後の日を記入してください。
- (2) 自施設において体外受精または顕微授精とそれに続く新鮮胚移植を施行し、それにより妊娠したと考えられる場合は、移植日を含めて会員各自が適切と考える日数の期間を懐胎時期と推定して、その最初の日と最後の日を記入してください。  
〔他施設における体外受精または顕微授精とそれに続く新鮮胚移植により妊娠したと考えられる例で、(1) に示すように妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に自施設で超音波断層法を行い胎児頭殿長を計測し、その計測値を考慮して妊娠齢を確認した場合は、(1) に準じて妊娠 2 週 0 日に相当する日を中央として、その前後に各 2 週間ずつの日数を加えた合計 29 日間を懐胎時期と推定して、その最初の日と最後の日を記入してください。〕
- (3) (1) にも (2) にも当てはまらない場合は、①会員各自が適切と考える方法を用いて各自の裁量の下に記入する、②懐胎時期の推定は困難と考えて証明書を作成しない、のいずれかを選択して、対処してください。

例

(イ)

最終月経から定めた妊娠齢での 11 週 5 日にあたる日に超音波検査を行い、頭殿長を計測したところ、50.3mm であり 12w2d±1w と表示されたので、妊娠齢の修正は行わずにその日を 11 週 5 日としたままで、分娩予定日を確定した。

(1)に基づき証明する。すなわち、確定した妊娠齢での 2 週 0 日に相当する日を中央として前後に 14 日間ずつを加えた範囲を懐胎時期推定範囲として記載する。

(解説) 妊娠 8 週 0 日から 11 週 6 日までの間に超音波検査を行い頭殿長を計測し、その所見を考慮して妊娠齢を確定しているのだから、(1) の方法を用いる。

(ロ)

最終月経から定めた妊娠齢での 11 週 0 日にあたる日に初回の超音波検査を行い、頭殿長を計測したところ、50.3mm であり 12w2d±1w と表示されたので、その日が 12 週 2 日となるように妊娠齢と分娩予定日を修正して確定した。

(3)に基づく。すなわち、懐胎時期の推定は困難として証明を行わない、または各医師の裁量で適宜証明書を作成する。

(解説) 妊娠 11 週 0 日に超音波検査で頭殿長を計測したが、この所見を基に妊娠齢を修正し、その日を 12 週 2 日としたのであるから、最終的に決定された分娩予定日からみた妊娠 8 週 0 日から 11 週 6 日までの間には超音波検査による頭殿長の計測は行われていないことになる。したがって、(3) の方法を用いる。

(ハ)

最終月経から定めた妊娠齢での 11 週 0 日にあたる日に超音波検査を行い、頭殿長を計測したところ、50.3mm であり 12w2d±1w と表示されたので、その日が 12 週 2 日となるように妊娠齢と分娩予定日を修正して確定した。最終月経から計算した 9 週 0 日にあたる日も超音波検査が行われており、その所見は頭殿長 30.5mm で 10w3d±1w という表示であったので、修正後の妊娠齢はその所見とも整合性を有する。

(1)に基づき証明する。すなわち、確定した妊娠齢での 2 週 0 日に相当する日を中央として前後に 14 日間ずつを加えた範囲を懐胎時期推定範囲として記載する。

(解説) (ロ) の例と似ているが、頭殿長 30.5mm と計測された所見もあり、この計測が行われた日は、最終的に決定された分娩予定日からみて妊娠 10 週 3 日となり、妊娠 8 週 0 日から 11 週 6 日までの間に超音波検査を行い頭殿長を計測し、その所見を考慮しても分娩予定日が妥当なのであるから、(1) の方法を用いる。

(二)

最終月経から定めた妊娠齢での 12 週 5 日にあたる日に初めて超音波検査を行い、頭殿長 54.2mm(12w5d±1w)、児頭大横径 21.8mm(12w5d±1w)との所見が得られたので、そのまま修正せず、その日を 12 週 5 日と確定して、分娩予定日を決定した。

(3)に基づく。すなわち、懐胎時期の推定は困難として証明を行わない、または各医師の裁量で適宜証明書を作成する。

(解説) 妊娠 12 週を過ぎてから初めて超音波検査が行われた事例である。この場合、計測所見が妊娠齢と整合性を有している、(1)の方法は用いずに、(3)の方法を用いる。

(ホ)

本人が持参した基礎体温表で、体温が低温相から高温に上昇しはじめた日を 2 週 0 日として妊娠齢、分娩予定日を確定した。妊娠 8 週 0 日から 11 週 6 日までの間に超音波検査は行われていない。

(3)に基づく。すなわち、懐胎時期の推定は困難として証明を行わない、または各医師の裁量で適宜証明書を作成する。

(解説) 基礎体温表は、客観的所見とはいえないので、懐胎時期推定的手段としては用いない。ただし、この例でも妊娠 8 週 0 日から 11 週 6 日までの間に超音波で頭殿長が計測されていて、妊娠齢と整合していれば (1)の方法を用いてよい。

(へ)

妊娠 32 週に切迫早産として他院から母体搬送され、33 週 1 日の時点で分娩となった。児発育は妊娠齢相当であった。前医よりの紹介状に妊娠 9 週における超音波所見が記載され、それを基に予定日が決められていることがわかる。

(3)に基づく。すなわち、懐胎時期の推定は困難として証明を行わない、または各医師の裁量で適宜証明書を作成する。前医からの証明書の発行が可能である旨を患者に知らせてもよい。

(解説) 自施設で行われた検査所見以外は客観的所見とはみなさない。この場合は、前医において証明書を作成するのが適当である。前医は、例 (イ) ~ (ホ) におけると同様の手続きを踏んで、証明書を作成する。

(ト)

凍結保存胚を融解して胚移植し、胚移植を施行した日を元に妊娠齢を定めた。

(3)に基づく。すなわち、懐胎時期の推定は困難として証明を行わない、または各医師の裁量で適宜証明書を作成する。ただし、使用した凍結保存胚の由来する卵子の採卵と胚移植の両方が自施設で行われ、かつ採卵が、当該女性の婚姻の解消または取消の日よりも後に行われていることが確認される場合は、(2)に準じた対応が可能である。すなわち、移植日を含めて会員各自が適切と考える日数の期間を懐胎時期と推定して、その最初の日と最後の日を記入する。

(解説) 日本産科婦人科学会の見解により、凍結保存胚の保存期間は、被実施者が夫婦として継続している期間と定められており、婚姻の解消または取消の日よりも前に採卵が行われ受精が確認された場合に、その胚による胚移植を婚姻の解消または取消後に行うことはできない。[婚姻の解消または取消を行った夫婦が、婚姻の解消または取消の後も内縁として夫婦の関係にある場合は、婚姻の解消または取消の日以後に胚移植を行うことが可能である。]